平成２５年（フ）第２５４号
愛媛県松山市泊町550番地１
破産者　有限会社椿野建設
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
福岡県飯塚市伊岐須311番地
破産者　有限会社八田工務店
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１６３号
福岡県飯塚市飯塚３番６号
破産者　合資会社小野山酒店
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７３号
福岡県飯塚市津原1292―１
破産者　株式会社アルベ
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７７号
宮崎県小林市須木奈佐木3947番地37
破産者　有限会社鹿島産業
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地469
破産者　株式会社アズ企画
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市新川町177―35、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町富山1660番地
破産者　牧　　祐二
１　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
２　一般調査期日　平成26年６月11日午後２時
平成26年４月14日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番２―312号
破産者　山本　　直
１　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
２　一般調査期日　平成26年７月11日午前10時
平成26年４月11日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８２６号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目22番11号
破産者　株式会社鈴木康之
１　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
２　一般調査期日　平成26年６月16日午後３時
平成26年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２７号
大阪市住吉区苅田５丁目18番25号　第２ヒロマンション501号、開始決定時の住所大阪市中央区島之内１丁目22番11号
破産者　鈴木　　肇
１　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
２　一般調査期日　平成26年６月16日午後３時
平成26年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目30番13号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目28番20―507号
東川口第４サニーコート
破産者　木幡　進一
１　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
２　一般調査期日　平成26年６月２日午前11時
平成26年４月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
破産者　三井ハム製造株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
２　一般調査期日　平成26年７月14日午前10時30分
平成26年４月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１４号
愛知県春日井市穴橋町1606番地21　ディアス穴橋102号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
破産者　荻山　元子
１　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
２　一般調査期日　平成26年７月14日午前10時30分
平成26年４月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１５号
愛知県稲沢市駅前２丁目27番３号　医療法人回精会稲沢老人保健施設第１憩の泉、住民票上の住所愛知県春日井市穴橋町1606番地21　ディアス穴橋102号
破産者　荻山　宗一
１　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
２　一般調査期日　平成26年７月14日午前10時30分
平成26年４月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５６８号
岡山市北区御津下田77番地３
破産者　國島　　裕
１　破産債権の届出期間　平成26年５月21日まで
２　一般調査期日　平成26年６月18日午前10時45分
平成26年４月15日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４１号
北九州市八幡西区折尾３丁目１―29　202号、住民票上の住所愛知県名古屋市天白区原２丁目3508番地の１　サンテラス近藤701
破産者　柴田　照夫
１　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
２　一般調査期日　平成26年７月16日午前10時45分
平成26年４月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０７８号
東京都目黒区碑文谷５丁目５番15号
清算株式会社　碑文谷商事株式会社
１　決定年月日　平成26年４月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１０１号
静岡県伊東市宇佐美3506番地の２
清算株式会社　株式会社齋藤農園
１　決定年月日　平成26年４月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
群馬県前橋市千代田町５丁目10番６号
再生債務者　株式会社きようしん
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県伊勢崎市市場町２丁目894―１　伊勢崎法律会計事務所　弁護士　竹原　正貴
平成26年４月10日　　前橋地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第７０号
山梨県南都留郡山中湖村山中195番地
再生債務者　旭正株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金２億円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式5000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金5000万円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成26年４月10日
東京地方裁判所民事第20部